

新旧対照表

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱

新	旧
<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 施行 平成16年3月16日一部改正 平成16年11月9日一部改正 平成20年11月20日一部改正 平成22年7月1日一部改正 平成24年7月9日 改正 平成28年3月9日一部改正 平成28年10月31日一部改正 平成28年7月28日一部改正 平成30年2月22日一部改正 平成30年12月3日一部改正 令和3年12月3日一部改正 令和5年7月28日一部改正 令和6年5月10日一部改正 <u>令和 年 月 日一部改正</u></p> <p><b>第1 趣旨</b> (略)</p> <p><b>第2 個人情報窓口の設置等</b> 1～2 (略)</p> <p>3 事務局で行う事務 個人情報を保有する事務局においては、次の事務を行うものとする。 (1)～(2) (略) (3) 開示請求のあった保有個人情報に係る開示決定等（法第82条各項の決定をいう。以下同じ。）及びその通知に関すること。 (4)～(10) (略)</p> <p><b>第3 開示請求等に係る事務</b> 1 案内及び相談 (1) (略) <u>(削る)</u></p>	<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">平成13年4月1日 施行 平成16年3月16日一部改正 平成16年11月9日一部改正 平成20年11月20日一部改正 平成22年7月1日一部改正 平成24年7月9日 改正 平成28年3月9日一部改正 平成28年10月31日一部改正 平成28年7月28日一部改正 平成30年2月22日一部改正 平成30年12月3日一部改正 令和3年12月3日一部改正 令和5年7月28日一部改正 令和6年5月10日一部改正</p> <p><b>第1 趣旨</b> (略)</p> <p><b>第2 個人情報窓口の設置等</b> 1～2 (略)</p> <p>3 事務局で行う事務 個人情報を保有する事務局においては、次の事務を行うものとする。 (1)～(2) (略) (3) 開示請求のあった保有個人情報に係る<u>条例第4条第1項に規定する開示決定等（法第82条各項の決定。以下「開示決定等」という。）</u>及びその通知に関すること。 (4)～(10) (略)</p> <p><b>第3 開示請求等に係る事務</b> 1 案内及び相談 (1) (略) (2) <u>個人識別符号</u></p>

- ア 政令第1条第1号の規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
- イ 政令第1条第7号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げる証明書ごとに、それぞれ定めるものとする。
- (ア) 政令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (イ) 政令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (ウ) 政令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号
- ウ 政令第1条第8号の「規則で定める文字、番号、記号その他の符号」は、次に掲げるものとする。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (ウ) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (エ) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (オ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (カ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112号の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (キ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (ク) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (ケ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した

者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(2) (略)

(3) 送付による開示請求

送付による開示請求があった場合の事務処理は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

## 2 開示請求書の受付等

(1) 保有個人情報の本人等の確認

開示請求は、開示請求書を提出させることにより行うが、その際、開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）が提出し、又は提示する書類（開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていること）により、当該者が保有個人情報の本人又は法定代理人若しくは任意代理人（以下「代理人」という。）であることを確認するものとする。

なお、個人情報窓口で請求する場合は次のア又はイ（政令第22条第1項第1号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合に限る。）のうち1種類が、送付により請求する場合は次のア又はイの写し及び住民票の写しの2種類が必要である。

ア 保有個人情報の本人であることの確認のための書類

保有個人情報の本人であることの確認のための書類は、政令第22条第1項第1号に規定する次の書類とする。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード（個人番号通知カードは不可）

(ウ) 在留カード

(エ) 特別永住者証明書

(オ) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ～オ (略)

(2)～(7) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) 送付による開示請求

送付による開示請求があった場合の事務処理は、(1)及び(3)に準じて行うものとする。

## 2 開示請求書の受付等

(1) 保有個人情報の本人等の確認

開示請求は、開示請求書を提出させることにより行うが、その際、開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）が提出し、又は提示する書類（開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていること）により、当該者が保有個人情報の本人又は法定代理人若しくは任意代理人（以下「代理人」という。）であることを確認するものとする。

なお、個人情報窓口で請求する場合は次のア又はイ（政令第22条第1項第1号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合に限る。）のうち1種類が、送付により請求する場合は次のア又はイの写し及び住民票の写しの2種類が必要である。

ア 保有個人情報の本人であることの確認のための書類

保有個人情報の本人であることの確認のための書類は、政令第22条第1項各号に掲げる次の書類とする。

(ア) 運転免許証

(イ) 健康保険の被保険者証

(ウ) 個人番号カード（個人番号通知カードは不可）

(エ) 在留カード

(オ) 特別永住者証明書

(カ) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ～オ (略)


(2)～(7) (略)

(8) 「開示請求があった日」とは、開示請求書が行政情報センター等に「到着した日」を指し、具体的には、①来庁による開示請求の場合は、開示請求者が来庁して開示請求書を提出した日、②送付による開示請求の場合は、開示請求書が事務所に到着した日をいう。

3～13 (略)	3～13 (略)
14 保有個人情報の開示の実施方法等 (略)	14 保有個人情報の開示の実施方法等 (略)
15 保有個人情報の開示の実施方法等 (略)	15 保有個人情報の開示の実施方法等 (略)
<b>第4 訂正請求に係る事務</b> (略)	<b>第4 訂正請求に係る事務</b> (略)
<b>第5 利用停止に係る事務</b> (略)	<b>第5 利用停止に係る事務</b> (略)
<b>第6 北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出の処理</b> (略)	<b>第6 北海道連合海区漁業調整委員会が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出の処理</b> (略)
<b>第7 審査請求があった場合の取扱い</b> (略)	<b>第7 審査請求があった場合の取扱い</b> (略)
<b>第8 捜査関係事項照会に対する回答・報告の取扱い</b> (略)	<b>第8 捜査関係事項照会に対する回答・報告の取扱い</b> (略)

保有個人情報開示をしない  
決定処分報告書第 年 月 日  
号

北海道情報公開・個人情報審査会会長 様


日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 

個人情報の保護に関する法律第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したので、個人情報の保護に関する法律の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程第6条の規定に基づき、報告します。

1 請求に係る保有個人情報内容	
2 存否を明らかにしない理由	個人情報の保護に関する法律第81条に該当
3 開示請求を拒否した日等	年 月 日 (第 号)
4 請求年月日	年 月 日
5 開示請求者	住所 氏名 連絡先
6 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

保有個人情報開示をしない  
決定処分報告書第 年 月 日  
号

北海道情報公開・個人情報審査会会長 様

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 

個人情報の保護に関する法律第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したので、個人情報の保護に関する法律の施行に関する宗谷海区漁業調整委員会規程第6条の規定に基づき、報告します。

1 請求に係る保有個人情報内容	
2 存否を明らかにしない理由	個人情報の保護に関する法律第81条に該当
3 開示請求を拒否した日等	年 月 日 (第 号)
4 請求年月日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

新旧対照表

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱

新	旧
<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">平成11年3月5日決定・施行 平成14年3月15日一部改正 平成16年3月61日一部改正 平成16年11月9日一部改正 平成22年6月10日一部改正 (平成22年7月1日施行) 平成24年5月25日一部改正 平成28年10月1日一部改正 令和3年7月19日一部改正 令和5年7月28日一部改正 令和6年5月10日一部改正 令和 年 月 日一部改正</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 行政情報センターの設置等 (略)</p> <p>第3 公文書開示事務</p> <p>1 (略)</p> <p>2 請求書の受付 (1)～(6) (略) (削る)</p>	<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">平成11年3月5日決定・施行 平成14年3月15日一部改正 平成16年3月61日一部改正 平成16年11月9日一部改正 平成22年6月10日一部改正 (平成22年7月1日施行) 平成24年5月25日一部改正 平成28年10月1日一部改正 令和3年7月19日一部改正 令和5年7月28日一部改正 令和6年5月10日一部改正</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 行政情報センターの設置等 (略)</p> <p>第3 公文書開示事務</p> <p>1 (略)</p> <p>2 請求書の受付 (1)～(6) (略) <u>(7) 「開示請求があった日」とは、請求書が行政情報センターに「到達した日」を指し、具体的には、①来庁による開示請求の場合は、請求者が来庁して開示請求書を提出した日、②郵送による開示請求の場合は、開示請求書が事務所に配達された日、③ファクシミリによる開示請求の場合は、事務所のファクシミリ受信機において請求書を受信した日をいう。</u></p>

3～16 (略)

第4 公文書検索資料の作成等

(略)

第5 審査請求があった場合の取扱い

(略)

3～16 (略)

第4 公文書検索資料の作成等

(略)

第5 審査請求があった場合の取扱い

(略)

## 沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行の検討状況について

令和 8 年 2 月  
水産林務部 漁業管理課

### 1 許可制移行の背景について

国は、太平洋クロマグロの管理を進めるため、自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、平成 23 年からの広域漁業調整委員会指示（以下、広調委指示という。）による届出制を経て、平成 26 年からは、広調委指示による承認制に移行し、現在まで同承認制に基づく隻数管理を実施している。

承認制導入から約 10 年が経過し、クロマグロを巡る状況が大きく変わりつつある中、広調委指示では国及び都道府県等による指導監督及び取締りに限界があるとの声も強く、広調委指示に基づく承認制から許可制への移行が求められており、国は許可制への移行を検討している（令和 9 年度以降に移行予定）。

一方、北海道においては、昭和 49 年に日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示や渡島海区漁業調整委員会指示が発出されて以降、約 50 年に渡り関係漁業者間の漁業調整が図られてきたが、近年、資源が回復基調にあることや情報技術の発展が相まって、従来の承認制では今後海面利用秩序の維持が困難との懸念がされている。

このようなことから、道としては国の許可制への移行を待つことなく、許可制への移行を進める考え（現行の委員会指示の内容や操業協定による調整機能は一定程度維持）。

### 2 許可の概要（予定）について

#### (1) 漁業種類〔現行の委員会指示の内容を踏襲〕

##### ア まぐろはえ縄漁業

（日本海）総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。

（渡 島）総トン数 2 トン以上 20 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。

##### イ まぐろ釣り漁業

（日本海）総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用するものに限る。

#### (2) 操業区域〔現行の委員会指示の内容を踏襲〕

現行の日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示及び渡島海区漁業調整委員会指示で定める海域とする。

#### (3) 漁業時期〔現行の委員会指示の内容を踏襲〕

（日本海）5 月 1 日から 1 月 31 日まで または 7 月 1 日から 12 月 31 日まで

（渡 島）6 月 1 日から 1 月 31 日まで

#### (4) 漁業を営む者の資格（はえ縄漁業、釣り漁業共通）

##### ア 北海道に住所を有する者

##### イ 道外に住所を有する者

※ 他の漁業許可と同様に、制限措置等の取扱い（許可等の基準）において、告示隻数を超える申請があった場合の優先順位を規定する。

#### (5) 許可の有効期間等

許可の有効期間は 1 年以内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを予定）、起業の認可の有効期間は 6 ヶ月以内とする。

### 3 北海道漁業調整規則の改正概要（予定）について

沿岸くろまぐろ漁業を知事許可漁業とするため、次のとおり規則の一部を改正する。

(1) 第5条（知事による漁業の許可）に、次の漁業を追加する。

ア まぐろはえ縄漁業 海面においてまぐろはえ縄により行う漁業（〇〇海域において動力漁船を使用するものに限る。）

イ まぐろ釣り漁業 海面においてまぐろ釣りにより行う漁業（△△海域において動力漁船を使用するものに限る。）

※ 〇〇には日本海及び渡島、△△には日本海の海域に限定する旨を規定予定。

（その他の海域は、従来どおり広調委指示に基づく承認により操業できる体制を維持。）

(2) その他、関連条項（第9条第1項）の文言整理を行う。

### 4 今後のスケジュールについて（予定）（海区関連抜粋）

時期	調整規則改正関係	許可事務関係
R6.11～ R7.3	事前説明 対象：全海区	事前説明 対象：全海区
R8.3～ R8.6	水産庁事前協議・承認	
R8.7～ R8.8	諮問（調整規則改正） 対象：全海区	
R8.9～	改正規則 公布・施行	
R8.11～ R8.12		諮問（制限措置） 対象：関係海区※
R9.1		制限措置告示
R9.2		申請期限
R9.3		許可証交付 許可の有効期間：R9.4.1～R10.3.31（予定）

※関係海区：宗谷、留萌、石狩後志、檜山、渡島